

平成31年度徳島県地域医療介護総合確保基金事業
(リハビリ専門職配置支援事業) 実施要領

1 事業の概要

地域包括ケア病棟入院料(入院医療管理料)もしくは回復期リハビリテーション病棟入院料(入院医療管理料)、在宅療養支援診療所・病院の厚生支局への届出を新たに行う医療機関(以下、地域包括ケア病棟等という)又は地域包括ケア病棟等の病床数を拡大する医療機関が、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士(以下、リハビリ専門職という)を新たに配置する場合、本県が予算の範囲内で、そのリハビリ専門職の人件費を補助する。

2 補助対象機関

本事業の対象となるのは、徳島県内の医療機関であり、次のいずれかの要件を満たすものとする。

- ①平成31年度中に、在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院として厚生支局へ新たに届出する医療機関
- ②平成31年度中に、地域包括ケア病棟入院料(入院医療管理料)又は回復期リハビリテーション病棟入院料(入院医療管理料)として厚生支局へ新たに届出する医療機関
- ③平成31年度中に、厚生支局へ届出済みの地域包括ケア病棟入院料(入院医療管理料)病床数又は回復期リハビリテーション病棟入院料(入院医療管理料)病床数を拡大する医療機関

3 補助対象期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日までとする。

4 補助対象者の要件

- ①理学療法士、作業療法士、言語聴覚士として雇用している者であること
(資格を有していてもリハビリ専門職として業務を行っていない者は対象となりません。)
- ②平成31年4月1日以降に新たに雇用した者であること
原則として、地域包括ケア病棟等で勤務するものが補助対象者となるが、同一法人内の他の病棟や施設から地域包括ケア病棟等へリハビリ専門職を異動させ、異動元の病棟や施設で新たにリハビリ専門職を配置した場合等、当該医療施設全体でリハビリ専門職が増加している場合で、その処置が地域包括ケア病棟入院料等の届出に必要な処置であると本県が認める場合には、当該補助金の対象となります。

5 他の補助金制度との併用の禁止

上記4の要件に該当する補助対象者であっても、国、県、その他の補助金により人件費が補助されている者については、本補助金の補助対象とすることはできません。

6 補助対象経費

リハビリ専門職の配置に必要な給与費（給料，諸手当，共済費等），派遣業者へ支払う各種手数料

7 補助基準額等

- (1) 補助対象期間中に補助対象者が退職や派遣契約の解約，配置転換等により当該補助金の対象でなくなった場合に，その補充として新たに雇用（派遣又は直接雇用）する補助対象者も本事業の対象となる。
- (2) 補助基準額は，対象となる補助対象者1人当たり4,000千円とし，補助率は1／2，補助上限額は補助対象者1人当たり2,000千円とする。

8 補助の流れ

- (1) 医療機関は，県が別途指示する日までに補助金交付申請書を県に提出する。
- (2) 補助金交付申請書と同時に別添様式により「事業計画書」及び「所要額調書」を県に提出する。
- (3) 県は交付申請書及び事業計画書等を精査し，必要に応じて医療機関と事業費等の調整を行う。
- (4) 県は医療機関に対して補助金交付決定を行う。
- (5) 県は事業終了後に，医療機関からの請求により，医療機関に補助金を交付する。

9 電子データの取得について

様式の電子データが必要な場合は，下記アドレスにエクセルデータを貼付しておりますのでご活用ください。（詳しくは別添の参考資料をご確認ください。）

<http://anshin.pref.tokushima.jp/med/experts/>

10 問い合わせ先

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

徳島県保健福祉部医療政策課 担当：吉野

電話 088-621-2212 ファクシミリ 088-621-2898

メールアドレス iryu@mail.pref.tokushima.jp